

議第40号

京都市立中学校条例の一部を改正する条例の制定について

京都市立中学校条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成19年 2月20日提出

京 都 市 長 梶 本 頼 兼

京都市立中学校条例の一部を改正する条例

京都市立中学校条例の一部を次のように改正する。

別表中

「	京都市立七条中学校	京都市下京区西七条御領町32番地	」	を
「	京都市立七条中学校 京都市立洛友中学校	京都市下京区西七条御領町32番地 京都市下京区大宮通綾小路下る綾大宮町51番地の2	」	に

改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

提案理由

京都市立洛友中学校を設置する必要があるので提案する。